7月に郵送します
国民健康保険の納税通知書と保険証
（被保険者証）

国保年金

■問合せ　国保年金課国保係☎029−885−0340（内）116

国民健康保険税納税通知書

7月中旬頃に国民健康保険税の納税通知書を送付します。届いたら内容をご確認ください。
また、納付書が同封されている方は各期の納付期限までにお支払いをお願いします。

◎令和6年度の税率

医療分	後期高齢者支援分	介護分
税率等　所得割率　6.3% 均等割額　30,500円	税率等　所得割率　2.9% 均等割額　12,800円	税率等　所得割率　2.8% 均等割額　15,100円
賦課限度額　650,000円	賦課限度額　240,000円 （前年比＋20,000円）	賦課限度額　170,000円

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国民健康保険加入者の前年中の所得の合計額が次の基準値を超えない場合は、均等割額（1人当たりの額）が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「43万円」以下	7割
「43万円＋29万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数−1）」以下	5割
「43万円＋54万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者等の人数−1）」以下	2割

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。
※「特定同一世帯所属者」とは後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない世帯に継続して属している方（世帯主の場合は引き続き世帯主である方）のことです。
※「給与所得者」とは、給与収入が55万円を超える方と公的年金収入が60万円を超える65歳未満の方、又は125万円を超える65歳以上の方のことです。
※65歳以上の方の公的年金所得ついては、公的年金の収入額から公的年金控除額を差し引いた後、さらに15万円（高齢者特別控除）を差し引いて軽減判定します。

NEWS

納付は口座振替をおすすめしています

口座登録がお済みではない方には、
納税通知書に口座振替依頼書を同封します。
必要事項を記入・押印してポストに入れれば手続き完了！

国民健康保険被保険者証

毎年８月１日付けで、国民健康保険被保険者証（保険証）は更新となりますので、新しい保険証を７月末日までに簡易書留郵便で送付します。
お手元に届きましたら、保険証の記載内容に間違いがないかどうかご確認ください。また、現在使用中の保険証については、有効期限経過後に各自で責任を持って処分してください。

▼以下の事由が生じたときは届出が必要です

- 転入、出生、職場の健康保険からの脱退等による**「資格取得」**
- 転出、死亡、職場の健康保険への加入等による**「資格喪失」**
- 住所、氏名等の変更による**「記載内容変更」**

※マイナンバーカードを保険証として利用する場合でも、資格取得・喪失の届出が必要です。
※届出に必要な書類等については、村ホームページをご覧いただくか役場国保年金課までお問合せください。

《保険証の取り扱い》

- 必ず手元に保管しましょう。
- 他人に貸したり、借りることはできません。
- 医療機関等で診察を受けるときには、窓口で提示してください。
- コピーしたもの、有効期限の切れたものは使えません。

《保険証の有効期限》

- 保険証の有効期間は１年です。

※国民健康保険税に未納がある場合は、有効期間の短い保険証が交付されます。有効期限が切れる前に役場収納課で納付または納税相談を行い、有効期限の延長を申し出てください。

▼限度額認定証の申請

医療機関窓口での一部負担金の支払いには、上限があります（自己負担限度額）。
上限を超えて支払った分は後日高額療養費として給付を受けることができますが、事前に「限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額認定証）」の交付を申請し医療機関に提示すると、支払いを自己負担限度額までとすることができます。

マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、事前申請・限度額認定証不要で自己負担限度額までの支払いとすることができます。ぜひご活用ください。

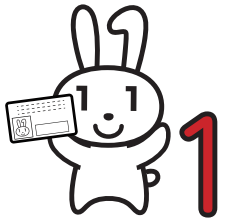

※自己負担限度額については保険証に同封するパンフレット「知ってあんしん国保のてびき」をご参照ください。
※70歳以上で所得区分が一般の方は、保険証のみで自己負担限度額までの支払いとすることができます。（事前申請不要）
※70歳未満の方で国民健康保険税に滞納がある場合は交付できません。

～年度更新で保険証が発行されるのは今回が最後～

マイナンバーカードを保険証として利用してみましょう

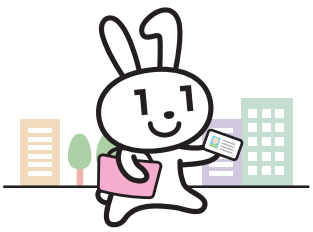

12月２日以降、現行の保険証は発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として利用するようになります（マイナ保険証）。マイナンバーカードをお持ちでない方はお早めにお手続きください。
すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、医療機関を受診する際にマイナンバーカードを利用してみましょう。